



一般社団法人日本フードサービス協会

JFニュースレター 2021. 4. 1

新型コロナウイルス対応

中堅外食事業者向け債務保証制度の延長のご案内

一般社団法人 日本フードサービス協会

会 長 赤 塚 保 正

協会は、昨年度創設した中堅外食事業者向け債務保証制度の継続と保証額の引き上げを政府に要請しておりましたが、このたび政府は、保証額の上限を引き上げたうえ、令和3年度も継続する方針を決定しました。

本制度は、協会と国が資金を出して創設した債務保証基金を原資に、中堅外食事業者（資本金5千万円超 かつ 従業員50人超）が新規の借入をする際に、協会が借入金の8割を債務保証する仕組みです。

令和2年度末が保証実施の期限でしたが、令和3年度も継続することが決定され、かつ、従来の借入額上限1億円が2億円に、保証額上限8千万円が1億6千万円に引き上げられる予定です。

首都圏や感染拡大地域では時短営業要請が継続または新たに発出され、外食事業者にとって厳しい状況が続いています。協会は、この債務保証制度の継続により中堅外食事業者の資金調達を引き続き支援してまいります。

制度の概要は別紙のとおりですが、借入額および保証額の上限引き上げについては、関係省庁からの正式通知後、申込手続き等の詳細を定めた「中堅外食事業者特別資金実施規則」を改訂し改めてご案内いたします。

お問い合わせは JF 事務局：栗城、石井、宮崎（03-5403-1060）まで。

中堅外食事業者に対する債務保証制度の概要（予定）

1. 名称

債務保証事業の名称 中堅外食事業者資金融通円滑化事業

保証対象の貸付金の名称 中堅外食事業者特別資金

2. 事業の目的

新型コロナウイルスで影響を受けた中堅外食事業者に対して信用保証を提供し、経営維持に必要な資金融通の円滑化を支援することで、外食産業の経営の安定化を図り、もって一般消費者の利益の増進に資することを目的とします。

3. 事業の内容

JFの拠出金1億2千万円と国の助成金 11 億円で基金を造成し、基金を原資として、新型コロナウイルスで経営に影響を受けた中堅外食事業者が金融機関から運転資金の借入れを行うに際し、JFが金融機関に対して債務保証を行います。

4. 対象となる事業者

中小企業信用保険法に定める中小企業の要件を超える外食事業者(中堅外食事業者と定義)で、コロナ禍前から売上が10%以上減少した事業者。

中堅外食事業者とは 資本金5千万円超 かつ 常時使用する従業員数 50 人超

(注)「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とされています。

5. 資金使途

経営の維持に必要な新規借入れの運転資金とし、既存借入金の借換えや条件変更、または過去の赤字補填資金と判断される借入金は債務保証の対象となりません。

6. その他の条件

(1) 貸付及び保証の限度額（予定）

金融機関の貸付限度額 1 事業者あたり 2 億円が上限。

協会の保証限度額 貸付額の 8 割 かつ 1 事業者あたり 1 億 6 千万円が上限。

(2) 保証提供の期間

令和4年3月31日まで。

(3) 貸付金の返済期限

返済期限は5年以内の貸付。※例; 2年据置3年分割返済

(4) 指定金融機関

銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、農業協同組合(同連合会を含む)、商工組合中央金庫の中で、JFが制定した約定書の締結を承諾する金融機関。

(5) 保証料

貸付額に対して年 0.15%。※返済期間および返済方法に基づき計算し、貸付時に一括で徴収

7. 審査及び債務保証の決定方法

申込時に、所定の財務諸表等の他、経営維持計画の提出が必要となります。債務保証の可否については、第三者委員会を設置して審査、決定を行います。

以上